

◎ 課税標準の特例一覧表

【例】 701の41①(9)は、地方税法第701条の41第1項第9号の略です。

区分	番号	対象	要件等	控除する割合		根拠条項	
				資産割	従業者割	地方税法	地方税法 施行令
ホテル	1	ホテル・旅館用施設	旅館業法に規定するホテル営業・旅館営業用施設で、客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等の施設 (風営法の適用を受ける施設を除きます。)	1/2	—	701の41①(9)	56の60
倉庫・流通業務施設	2	倉庫業者の営業用倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 (番号3、5に該当するものを除きます。)	3/4	—	701の41①(14)	—
	3	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	701の41①(18)	—
	4	流通業務地区内の上屋・店舗等	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋及び卸売業等の用に供する店舗等 (番号3に該当するものを除きます。)	1/2	1/2	701の41①(17)	56の65
港湾施設	5	港湾施設の上屋・倉庫	港湾法に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	701の41①(11)	56の62
	6	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業法に規定する港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋 (番号5に該当するものを除きます。)	1/2	—	701の41①(13)	—
	7	港湾施設のうち一定のもの	港湾法に規定する港湾施設のうち、港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設	1/2	1/2	701の41①(10)	56の61
	8	外国貿易コンテナ施設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設 (番号5に該当するものを除きます。)	1/2	—	701の41①(12)	—
交通事業関連	9	タクシー事業用施設	道路運送法に掲げるタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2	701の41①(15)	56の63
	10	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	1/2	1/2	701の41①(19)	56の66
	11	公共の飛行場に設置される施設	公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設で、格納庫、運航管理施設及び航空機整備施設等	1/2	1/2	701の41①(16)	56の64
公害関連	12	公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設 (番号13に該当するものを除きます。)	3/4	—	701の41①(3)	56の53
	13	公害防止事業用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する都道府県知事の許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	3/4	1/2	701の41①(4)	56の53の2

区分	番号	対象	要件等	控除する割合		根拠条項	
				資産割	従業者割	地方税法	地方税法 施行令
組合	14	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	701の41①(1)	—
雇用	15	心身障がい者多数雇用事業所	心身障がい者を多数雇用する一定の事業所等で、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けている施設又は設備に係るもの	1/2	—	701の41②	—
学校	16	各種学校等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校が直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	701の41①(2)	—
特定業種	17	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設で、包装、びん詰及びたる詰等の作業のための施設以外の施設	3/4	—	701の41①(7)	56の56
	18	木材市場・木材保管施設	せり売り等の方法により定期的の開場される木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設	3/4	—	701の41①(8)	56の57
	19	生鮮食料品価格安定用施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—	701の41①(6)	56の54
	20	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—	701の41①(5)	—

期限付措置法関係（適用期限がありますのでご注意ください。）

区分	番号	対象	要件等	控除する割合		根拠条項	
				資産割	従業者割	地方税法	地方税法 施行令
その他	21	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく生産施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置の用に供する施設 （法人・・・令和8年3月31日までに終了する事業年度分までに限ります。 個人・・・令和7年分までに限ります。）	1/4	－	附則33⑤	附則16の2の8⑥
	22	企業主導型保育事業の用に供する施設	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設	3/4	3/4	旧附則33⑥ 改正附則（令和七年三月三十一日法律第七号）12	－
沖縄振法	23	沖縄振興特別措置法の規定による民間観光関連施設	沖縄振興特別措置法の規定による観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設の用に供する施設のうち一定のもの （※新設の日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限ります。）	1/2	－	附則33①	附則16の2の8①
	24	沖縄振興特別措置法の規定による情報通信産業施設等	沖縄振興特別措置法の規定による情報通信産業振興地域において設置される情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設のうち一定のもの （※新設の日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限ります。）	1/2	－	附則33②	附則16の2の8②
	25	沖縄振興特別措置法の規定による産業高度化・事業革新促進事業施設	沖縄振興特別措置法の規定による産業イノベーション促進地域において設置される産業の事業の用に供する施設のうち一定のもの （※新設の日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限ります。）	1/2	－	附則33③	附則16の2の8③、④
	26	沖縄振興特別措置法の規定による国際物流拠点産業施設	沖縄振興特別措置法の規定による国際物流拠点産業集積地域において設置される国際物流拠点産業の用に供する施設のうち一定のもの （※新設の日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限ります。）	1/2	－	附則33④	附則16の2の8⑤